

歯と口の健診のご案内

7月から、後期高齢者医療被保険者を対象に、歯科口腔健診の助成が始まります。

身体の健康と併せてお口の中の健康を保つことは、口腔機能の低下予防や歯周病、肺炎などの漸進的な病気の罹患予防になります。

毎年1回「歯科口腔健診」を受けましょう。

【実施期間】平成28年7月1日～平成29年3月31日

【健診場所】みもり歯科医院、片山歯科医院

【対象者】後期高齢者医療被保険者

【自己負担金】400円

【検査項目】問診、歯、入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の異常、飲みこむ機能の評価など

【受診方法】国民健康保険の窓口にて受診券を受け取り、健診場所にて受診してください。

健康推進課 国民健康保健係

☎ (62) 1111 内線 127・128

問 住民福祉課 福祉係
☎ (62) 1111
内線 132

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう。保険料は日本年金機構が送付する納付書により金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていない人へ、電話、書面、相談により早期に納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置される

と、強制徴収の手続きによって督促を行います。指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課せられるだけでなく、納付義務のある人（被保険者本人、連帯して義務を負う配偶者及び世帯主）の財産を差し押さえることがあります。ですので、早めの納付をお願いします。所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除制度や猶予制度がありますので、窓口までご相談ください。

| 期間 | 国民年金保険料 |
|-----------------|-------------|
| 平成28年4月～平成29年3月 | 16,260円（月額） |

福祉福

年金相談は完全予約制です
毎月第4金曜日 10時～15時
高森総合センター
熊本東年金事務所
☎096-367-2503

税務税

国税日より（申告・納付等の期限延長措置）

この度の熊本地震のように、災害等にあつたときは、申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予する制度があります。

■申告等の期限の延長

災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その災害等が止んだ日から2ヶ月以内の範囲でその期限が延長されます。

これには、地域指定による場合と個別指定による場合があります。

▼地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告・納付などをすればよいことになります。

▼個別指定

所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることになります。

■納税の猶予

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって、次のとおり納税の猶予を受けることができます。

| 損失を受けた日に納期限が到来していない国税 | |
|--|--------------|
| 猶予の対象となる国税 | 猶予期間 |
| <イ>損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税 | 納期限から1年以内 |
| <ロ>所得税及び復興特別所得税の予定納税や法人税・地方法人税・消費税の中間申告分 | 確定申告書の提出期限まで |

注：上表イ・ロとも災害等が止んだ日から2ヶ月以内に申請する必要があります。

既に納期限の到来している国税

| 猶予の対象となる国税 | 猶予期間 |
|------------------------|-----------|
| 一時に納付することができないと認められる国税 | 原則として1年以内 |

■納税の猶予

災害により相当な損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れのために使用する場合には、納税証明書の交付の手数は必要ありません。

熊本県から自動車税納期変更のお知らせ

平成28年度の自動車税の納期は **8月1日～8月31日** です。

平成28年熊本地震の影響に伴い、自動車税の納期を5月から8月に変更しました。今年度の納税通知書は8月上旬に発送の予定です。障がいをお持ちの人で、今年度も継続して減免を受ける人に送付する『自動車税減免継続通知書』も8月上旬発送予定です。車検は平成27年度分の自動車税の納税証明書（継続検査用）は有効期限を延長しますので、8月30日（口座振替ご利用の場合は9月15日）まで、そのままご利用になれます。

問 熊本県県北広域本部 税務課 ☎0968-25-4124

シリーズ防災

時節に応じた防災に関する知識や対策を発信します。質問や要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

高森町役場 総務課 防災官 吉田 ☎62-1111 内線114

4 土砂災害



① ハザードマップ

A4版の冊子で、防災に関する事項をまとめて記載しています。



② 土砂災害の種類、兆候

右の表をご覧ください。

| 項目 | 説明 | 兆候 | こんな所が危険 |
|------|---|---|---|
| 土石流 | 山腹や川底の石や土砂が、大量の雨水といっしょに津波のように襲ってくるもの。 | ○山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる。 ○川が急に濁ったり、流木が混ざる。 | ○谷川に大きな石があるところ。 ○裏山に急な谷川があるところ。 ○過去に谷を流れた土石流が谷の出口に滞積してできた扇状地のところ。 |
| 崖崩れ | 斜面が突然崩れ落ちるもので、崩れた土砂は斜面の高さの2～3倍まで達することもある。 | ○崖に亀裂が入る。 ○崖からの水が濁る。 ○小石がパラパラと落ちてくる。 ○木の根が切れる音がする。 | ○崖にひび割れがある。 ○崖の上部がせり出している。 ○急な崖で高いところ。 ○崖から水が噴出している。 |
| 地すべり | 地下水が粘土などのやわらかい層にしみ込み、そこから上の層が滑り落ちるもの。 | ○水面や井戸の水が濁る。 ○斜面から水が噴出す。 ○家や擁壁、樹木や電柱が傾く。 | ○地面に段差や亀裂があるところ。 ○樹木や電柱が傾いているところ。 |